

森林所有者の皆様へ

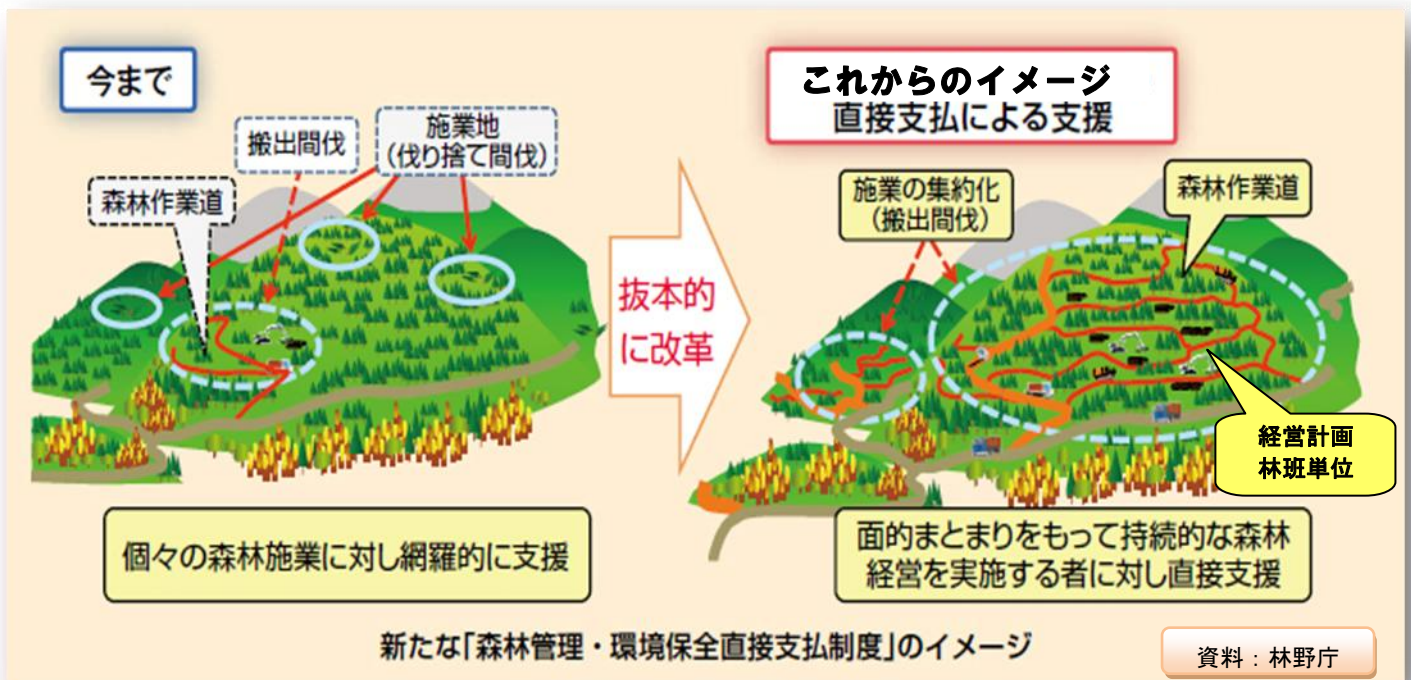
～補助金などの制度が大きく変わります～

平成24年度より、補助金を活用して造林や間伐等を実施するには、原則として**森林経営計画**の認定が必要となりました。

森林経営計画を作成することで、大きなまとまりとなって森林整備を行い、効率よく計画的に作業を行う事で、作業コストを下げ、結果的に森林への還元が少しでも出来るようになります。

大きなまとまりとなって森林整備を行うには、多くの森林所有者の方のご協力が必要となりますので、森林経営計画への1人でも多くの参加にご協力下さい。

今回の経営計画制度や補助金制度の改正などについて、役場や添田町森林組合の窓口**に詳しいパンフレット**などをご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先

添田町役場
地域産業推進課 林業振興係
TEL:0947-82-5962
FAX:0947-82-2869

添田町森林組合
TEL:0947-82-0069
FAX:0947-82-0070